

一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構と称する。

2 英文では、Hiroshima Platform for Peace Studies and Education と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大学相互間や大学と地方公共団体又は平和に関する関係団体等との間において平和に関する研究・教育等に関する大学等連携推進業務を行い、核兵器のない平和な世界への思いを、世界中の市民社会の世論に根付かせ、平和への大きな潮流をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 平和に関する研究に関すること
- (2) 平和に関する教育・人材育成に関すること
- (3) 平和に関する情報発信・提言に関すること
- (4) その他目的を達成するために必要なこと

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、大学設置法人会員及び参加団体会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 大学設置法人会員 この法人の目的に賛同して入会した、大学を設置する法人
 - (2) 参加団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体（前号に掲げるものを除く。）
- 2 会員がこの法人に対して代表者としてその権利を行使する者は当該法人又は当該団体の長とし、その氏名を理事長に届け出なければならない。

(会員資格の取得)

第7条 会員になろうとする者は、この法人所定の入会申込書を理事長に提出し、総会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、当法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納付しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理由を付して退会届を理事長に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会における、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為をしたとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を1年以上滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、その総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、かつ総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、理事長は、除名した会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 会員である法人又は団体が解散したとき。

2 会員が前2条又は前項の規定により会員資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、全ての会員をもって組織する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総会の招集は、開催日の1週間前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることを理事会で決議したときは、開催日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

3 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を開催日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から互選で定める。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、大学設置法人会員それぞれにつき2個、参加団体会員それぞれにつき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であつて、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 長期借入金
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第19条 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(会員への通知)

第21条 総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長が記名押印の上、これを保存する。

(運営)

第23条 法令又はこの定款に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第5章 役員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。
- 4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 役員を選任に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(役員の欠格)

第26条 以下のものについては、役員としない。

- (1) この法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは3親等以内の親族
- (2) この法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又はその配偶者若しくは3親等以内の親族
- (3) この法人の会員と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) この法人の会員と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事長の命を受けて、当法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員が次のいずれかに該当するときは、この定款の定めるところの総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第31条 役員に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の一部免除)

第33条 この法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除いて、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第39条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事全員は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が当該理事会に出席していない場合は、当該理事会に出席した理事全員及び監事全員が記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会等)

第41条 この法人に事業の円滑な遂行を図るため、委員会等を設けることができる。

- 2 委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(剰余金の不分配)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度開始前に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会に提出し、第1号、第2号及び第5号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置かなければならない。
3 この法人は、第1項の定時総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(長期借入金)

第47条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会における決議、及び総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第48条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除いて、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の決議を経なければならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第51条 この法人は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人の目的に類似の目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第11章 雑則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第54条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時社員の住所、名称)

第55条 この法人の設立時社員の住所及び名称は、次のとおりである。

住所 広島県広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

設立時社員 広島市

住所 広島県東広島市鏡山一丁目3番2号

設立時社員 国立大学法人広島大学

住所 広島県広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

設立時社員 公立大学法人広島市立大学

住所 広島県広島市中区中島町1番2号

設立時社員 公益財団法人広島平和文化センター

(設立時の役員)

第56条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 前 健一、鈴木 由美子、田村 慶一、谷 史郎、川野 徳幸、大芝 亮

設立時監事 栗栖 長典、大本 和則

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の中から互選で定める。

(法令の準拠)

第57条 この定款に規定のない事項は、全て一般法人法その他の法令による。

以上、一般社団法人ヒロシマ平和研究教育機構の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年1月12日

設立時社員 広島市
市長 松井一實

設立時社員 国立大学法人広島大学
学長 越智光夫

設立時社員 公立大学法人広島市立大学
理事長 若林真一

設立時社員 公益財団法人広島平和文化センター
代表理事 香川剛廣